

会議名 (審議会等名)		平成21年度 第5回 川西市産業ビジョン推進委員会 商業振興方策検討部会		
事務局 (担当課)		市民生活部 地域活性室 商工・観光課		
開催日時 開催場所		平成22年2月4日(木) 午後6時30分～ 市役所4階 庁議室		
出席者	委員	佐々木部会長 上野部会委員 高畑部会委員 川原部会委員 田中部会委員 河野部会委員 野中部会委員		
	その他	オブザーバー 川西市商工会 事務局長 コンサルタント 関西計画技術研究所 主任研究員		
	事務局	多田市民生活部長 大森地域活性室長 大南商工・観光課長 丸野課長補佐 福美主任		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 地域商業振興方策条例の必要性について 2. その他		
会議結果		別紙のとおり		

1. 地域商業振興方策条例の必要性について

部会長

前回の検討部会では、高槻市の方に来ていただきまして、今、我々が検討するようあげている地域商業振興方策の一つの事例などについて、何故そのようなものが必要になったのか、そしてどういう形ででき上がったのか、さらに運用はどういった形になっているのか、というような事を非常に詳細にご説明いただきました。

昨年12月の話ですので、少し整理させていただきます。もちろん皆さま方、違った受け止め方はあったと思いますが、高槻市の条例報告から得られたポイントとして、高槻市の主旨を最大限にひろっていくと次のような整理ができるのではないかと思います。

まず、高槻市の条例ですが、地域商業の振興を支えていく商業者組織、あるいは事業者組織というものを維持・強化していくという仕組み、これを大きく作られていると見受けられました。高槻市や、同様の条例をつくられているその他自治体では、そもそも地域商業の振興であるとか、そういった点については商業者組織が維持できていないと地域貢献もできない、そして、必然的に弱体化していくという視点に立たれていました。実際、商業振興なり地域経済の振興を図っていくためには、市レベル、あるいは都道府県レベルそして国レベルの様々な施策がございまして。そういった施策を認定事業として受ける場合にも、商業者組織なり事業者組織が非常にしっかりとしたものがないと、せっかくメニューとして揃っている各種の振興施策も受けることができないという点も見受けられたのではないかと思えます。そういった受け皿をしっかりとつくっていく意味合いも、大きくクローズアップされていたのではないかと思います。

さらに、街路灯の整備などもあげられていましたが、こういった経済的な側面だけでなく、自分達が住んでいるまち、特に中心市街地を中心としながら、まちをどうしていくのか、まちの安全・安心というものを確保していくためにも、こういった組織基盤というものを維持・確立、あるいは強化していく必要性というものが、高槻市の条例の基本的な主旨であったのではないかと思います。

以上の点が整理できた訳ですが、我々も第4回までの検討部会におきまして、条例をどうするのかということは個々に意見がありましたが、「川西市の地域商業を支え、振興していく必要がある」という方向性について、概ねそれぞれのお立場からある程度中身は違うものであっても合意ができていたのではないかと思います。

そこで、部会としてどういう地域商業振興の具体的な施策が提言できるのか、ここが最終的に求められるところになります。大きな議論になりますので、高槻市が示したような条例の方向性にも触れながら、お一人ずつ、この段階でのご意見を頂戴できればと思っております。

部会委員

とりあえず、地元商業のまとまりというものは、北部地域では商売を辞めていく方が多いので、まとまり以前の問題になってしまうのです。色々な施策をされても、果たしてそれを活用できるのかということを考えたら、商業者にとっては難しいのではないかと思います。条例が成立するとお互いに色々なしごきがありまますから、住民に関しては有効なものになるかもしれません。商業者なり、市なり、色々な団体に対しては逆にしごきがきつくなるから、それをどうクリアするかというところが問題になるような気がします。ただ、コミュニティに関しては、条例があつたほうが色々動きやすいし、商業者や市に対して意見が言いやすくなるので、地域の住民に関しては条例があつたほうがいいと思いますね。

部会委員

高槻市の方からいろいろご説明をお聞きしましたが、商業者の立場として、3年前から商工会とこの件について検討をさせていただけいておりました。その中で、長所と短所を出して検討しましたが、今、こういう時代になってきまして、先ほど部会委員が言われたように過疎化している地域もあります。

しかし、駅前でも店舗が多くなるように活性化を考えながら条例をつくり、商業者と消費者と一緒に良い面をつくり上げていけばいいのではないかと思います。条例化に向けて、商工会と打ち合わせいや会議をして、一応の素案はできており、今後これをたたき台にしていろいろ検討していこうということまで進んでいる状況です。

条例というと厳しいように聞こえますが、厳しいものではなく活性化を目指しての条例という意味で考えていただければ、早急に条例を形にしていきたいと思います。

部会委員

私は、「地域の安心・安全」まではやりすぎかなと思います。というのは、福祉や環境、生活エリアの安全性など広い範囲のものすべてを商業者が担うのは不可能で難しい。なので「商業振興」の一本に絞ってはどうかと思います。

条例化につきましては、先程言われましたように、縛りがきつくなると自主的な協力が減る可能性が高くなるのでどうかと思います。

高槻市の事例でも明白だったように、コミュニケーションが重要ということ。プラスとマイナスでプラスになるのであれば、条例化の意味はあると思うのですが。

毎年、百貨店が10店舗とか潰れている時に条例化をして協力を得られるのかというと、時期的に問題もあると思っています。

最後に、高槻市の場合はどちらかというとマンパワーで押し切ったという感じがありまして、それが川西市でもできればいいですが、そうでないと条例化で活性化できるかどうかの効果は、今ひとつ図り兼ねると思っています。高槻市のような条例であれば、ちょ

っと難しいと感じています。自信を持てる条例だといいいのですが、やぶ蛇といえますか、今まで協力的だったところがそうでなくなる可能性もあるので、プラスとマイナスをしっかりと考えておかないと、時期的にもしんどいのではないかと思います。

部会委員

条例については、量販店の立場としては、基本的に反対ですが、条例についての罰則があれば「あり」だと思います。大店立地法という法律に量販店はいじめられてきました。その中で、さらに市で条例をつくるということは納得できません。

ただし、地域貢献という意味では、商業組織や自治会に加入し、その地域のイベント等に対して参加することはいいことだと思います。参加については、人的参加というものは非常に厳しいと思いますので、金銭的な寄付金等の部分での参加という形しか無理かもしれません。

共存共栄というきれいなことを言っても、なかなか商売人同士は敵味方の自由競争の時代ですから、コミュニケーションをとることは難しいので、そういった形でやっていく方がいいのではないのでしょうか。これについては市から、各量販店に最終的にはお願いという形にしかできないと思います。

高槻市の条例ができる前から当社は商店連合会等に入っていました。高槻市の場合では、店舗を新たにオープンしようと思えば、地元自治会にきちんと説明をして、必要書類に捺印をもらわないと、役所の開発指導課が開発申請を受け付けてくれません。こういう形で締め付けられているので、出店がしにくくなるという訳です。これについては、条例とは関係ありませんが、商店連合会に入会していないと自治会の捺印もいただけないということもあり、商店連合会に入らざるを得ないという状況もあります。

高槻市の条例については、制定してから市はどこまで動いているのか聞きましたが、市からは「商店連合会にお任せしています」という回答でした。逆に、量販店とすれば、地域のまちづくりや市内の活性化等に対して、外的なご協力という形がベストであると考えています。条例という形で締め付けられると、大型店側も一歩ひいてしまいます。罰則がないのならわざわざ入会する必要もないと、最初から入会しない場合も出てくると思います。そうではなく、地域貢献という意味から話しを持っていくと、量販店や企業も話しを聞いてくれるでしょうし、「地域貢献とあれば仕方がない」となるのではないのでしょうか。条例はつくって頂いても構いません。ただし、自治会等と協力をし、まちづくりや地域貢献を目指すという内容にした方がよいと思います。

部会委員

消費者とすれば、商業を振興して頂きたいとは思いますが。この間のお話で、商業組織が施策の受け皿となるのに、このような条例があったほうがよいと言われましたが、条例ができてどうなるのかと

いう具体的な何かを示して欲しいです。

条例ができてどう変わるのかというイメージが持ちにくいのです。イメージが持てないと判断が難しいかなと思います。

部会委員

条例をつくることによって何のメリットがあるかというところをいろいろ考えました。前回の高槻市の方のお話では、あくまで商業者が自立し自分達で頑張り、行政としてはそれに対して側面から支援をするということであったと思います。

川西市は商工会等への加入率が50%を切っていて低いという状況で、商業者の団体として維持や活動がしにくくなっています。

よって、加入率を促進しようという観点から、この条例をつくられるのかどうかということです。

もう一つは、藤沢市は「加入」という言葉を一切使っていません。あくまで「商業の振興を」となっています。その中で、「地域に対する貢献」という形で書かれています。

川西市の中心部、特に能勢口周辺の活性化を図って欲しいという意見も出ていましたが、市民の立場から見れば、今の経済や地域の状況を見ても、これ以上の活性化を図るとはどういうことだろうと思います。表現は悪いですが、能勢口周辺は阪急がもの凄く大きな影響力を持っておられて、阪急高架下については空き店舗はほとんどない状態です。しかし、アステに関して言うと、地下と3階の食店を誘致できていない訳です。これらを考えてみると、条例をつくったからといって、活性化を図れるのかといえば、決してそうではないという気がします。

ただ、商業組織の加入率を高めるために条例をつくって欲しいという希望があれば、それは有効かもしれません。高槻市の条例はそのタイプの条例だと思います。だから、高槻では「商業者」という言葉ではなく、「事業者」という言葉を使っておられます。

一方、藤沢市は「商業者」と「事業者」という表現を使っておられます。もし条例をつくるとするならば、藤沢市の条例に近づけて、その中で「商業者の商業組織への加入の促進を図る」という内容を追加したらよいのではないのでしょうか。そうすることで、商業組織への加入は強制できませんが努力目標になります。ただし、これが商業の活性化にはつながらずには断言できません。あくまで商業者の努力でいろんな人を引きつけるイベントや企画とか、魅力ある商品を販売するとか、そういう事が必要となってくると思います。

ですから、行政からはあくまで側面的な援助であり、また、以前も言いましたが、助成金や補助金といった項目は一切いれないほうがいいと思います。今のこの財政状況の中からは、さらに助成金等という形で税金が商業者に流れていくということは、市民の立場としては少し疑問に感じます。それが本当に商業の活性化につながるのであればいいのですが、高槻市の場合もそういうお金は一切ゼロというお話も聞きました。

行政が積極的に関わらず、側面的な支援をされるのであれば、「市の責務」という項目の中には、助成金等の文言は入れないほうがいいと思います。私の個人的な立場からしたら、条例はつくってもいいし、つくらなくてもいいのですが、つくる場合においては前提条件があり、条文はよく考える必要はあると思います。

部会長

条例の全体像、関連性やつながりがよく分からないというご意見と、単に加入率の向上を狙うのか、それとももう少し藤沢市的に全体的な活性化や地域への貢献をクローズアップすべきなのかというご意見がでました。条例をつくって商業の活性化にどのようにつながっていくのか、そこが求められていると思います。

オブザーバー

商工会の立場から発言させていただきますと、先程、委員が言われた通り、現在、商店連盟と商工会で条例について委員会を組織し、条例の素案づくりを検討しております。

商工会では、地域振興事業が活動の1つの柱でありまして、地域の活性化、即ち地域が盛り上がり、この川西市が少しでも良くなることが目的であります。そこに生活の糧を求めている地元の商業者にとっては、地域が良くなることが自分たちの生活にも良くなる、また自分たちの仕事にもつながる、ということは当然あることだと思います。そういった形で、地域に対していろんな意味で参画し協力されてきた訳です。

最近、チェーン店の増加や大型店の増加、それだけではなく、当然消費者の嗜好も変わってきている事もあると思いますが、これらによって地元事業者が大変少なくなってきています。ある面では数々の多さというものは大きな力であったので、地元事業者が少なくなるという事は色んな部分で弱体化につながっていると思います。そのように、今まで地域を支えてきた部分が十分でなくなってきた、その1つのあらわれとして、イベント等ができにくくなっているというのが現状だと思います。

ただ、まち全体としては人口も伸びて活性化しているということもありますが、何故、地元で生活の糧を得てきた事業者が弱ってきているかということ、まさに他から来られた事業者の影響が大きいということがあげられます。まず、その人達にも地域をよくするという部分で支えていただきたいというのが本来の目的ではないかと思えます。

まちづくりを地元の商業者だけで支えるのは土台無理な話であり、当然、外部からこられた方についてもその部分を支えてもらいたいということだと思います。きれい事かも知れませんが、ともに川西市という地域をよくしようという事で条例化の話が始まったと思えます。新たに来られた大型店などは、諸般の事情からなかなか地元に対して目を向けていただけないということもあり、やはり何らかの形で協力をしてもらえないだろうかという1つの方法として、

条例づくりの検討の場を設けさせていただいております。具体的に何のためかと言え、目指すところは「商業の振興」でいいと思いません。商業を振興するということ、ひいてはまちづくりにもつながっていきと思えます。最初からそれ以上のものを目指すのは無理な話なので、地元でいろんな商売をされている事業者の方がいるということは、ひとつのまちの賑わいづくりにもなりますし、もう少し大きく見ますと、安全であるとも言えます。

条例をつくることにより、我々も襟を正さないといけない部分もありますし、皆さんにもご理解していただかないといけない部分もあると思えます。ひとつの姿勢として、条例はあってもいいのではないかというのが現在の考え方であり、商工会でもその主旨に沿った形で検討しているというのが現状です。これから部会委員の方々にご検討いただき、できれば形のありものとして一歩でも前進できればと思っております。

部 会 長

部会委員の皆さまより現段階での統括的なご意見を頂戴いたしました。やはり地域商業の振興あるいは地域貢献という形で、何かアクションがとれるようなものに結びつけていかなければならないというところは合意ができていると思えます。最後に事務局長が言われたように、条例をつくって具体的に何ができ、目に見えた効果が現われるという部分はあった方がいいという事で間違いはないですが、あまりそこを重点的に考えてしまわずと、おそらく全ての条例等はかなり厳しいものになり、存在が薄れてくるのではと思います。

私は川西市産業ビジョンの策定と産業ビジョン推進委員長をしていますが、具体的にビジョンに沿って「何ができたか」「何が進んだか」というと、答えに窮する部分がございます。

ただ、こういったビジョンや条例というものは、1つの「指針」もしくは「チャート」として示されることが重要になってくると思えます。

実際、昨年5月に吹田市では、「吹田市産業振興条例」という条例ができています。吹田市は産業振興という形で商業だけにとらわれないようなものにしていきます。また、流れとしてはこの条例に基づいて創業支援の枠組みを新たに一つ強化していくというようないアクションができています。このように条例が1つの指針としてでき上がると、それに従い実際のアクションも伴ってくるということが言えると思えます。

商業振興・地域商業振興という条例を川西市が持つことによつて、市政方針、さらには市の産業政策の柱になりますので、地域商業を振興させるという市の姿勢、そして産業政策が示されることになると思えます。ですので、個人的には、条例については大きな意味であると考えています。条例をつくることで、商業組織の加入率が上がるだとか、空き店舗への入店が促進されるだとか、数値目標的にどうこうではなく、商業・産業政策に対する姿勢が示される

という事を強調したいと思っています。

まず、皆さんのご意見を聞いていますと、中身についてはいろいろな検討が残されますが、川西市の地域商業振興の方策を何らかの形で立てていかなければならないということで、ご意見を頂けますでしょうか。

部会委員

方策というものは、おそらく漠然としたものであると思います。川西市では商業振興に関する施策が、既にある程度あります。それらを方策の中に全て集約していくものであり、そのような形でのまとめ方であればいいかもしれませんが、しかし、単に方策と言われたら漠然としているので、具体的に何が出てくるのか分かりにくいと思います。

吹田市では、条例によって今まで施策として無かったことをやろうとされているのかどうかは分かりませんが、川西市では既にある程度の施策や制度があると思いますので、それを条例で一本化していくという形だといいと思います。

部会長

先程のご意見について、行政からお願いします。

事務局

現在、市では、事業者全体に関する融資制度、商業団体への支援、地域商店街との勉強会である「経営塾」といった施策をさせていただいています。これを3本柱として進めています。商業振興という問題に関しては、実態として、商業組織に入っていない商業者が増加しているということとは否めません。

また、川西市の立地環境などにより、ここ10～15年で大小様々な商業者がどんどん入ってきています。ただ、利便性は確かに高まってきていますが、その中で地域というものを考えた時に、やはり高齢化などで内包する問題、例えば「自分の近くお店がない」という状態も起こりえる状況だと思っています。

市として、商業振興についてのスタンスは、ずっと、中小企業者支援、また、まちづくりや賑わいづくりという重要な部分を担っていると思います。ただ、行政ができることはあくまで側面的な支援であります。我々が地域に賑わいをもたらすということは、やはり商業者さん自体が元気になってもらうということで、元気になるお手伝いを担っていくということだと考えております。その中で金銭的なものは、こういう時代ですから、大きなものについては、今後とも期待できないかもしれませんが、そういう姿勢で臨んでいくということが、この振興方策を考えていく上で、市としては一番重要になってくると思います。

部 会 長

地域商業振興に關しまして、何もしなくていいという事にはならないと思います。商工会からも提示していただきましたように、現状としては、地元事業者や事業者の方が高齢化などによる廃業・閉店しております。また、見かけ上では中心市街地の商業などは昔から変わらないように見えますが、中身は全く違ってきているということです。地元の事業者は抜けて行き、新たにチェーン店などが入ってきている状況を訴えられています。

そういった中で、結局、施策として我々が提言していけるというところを議論いただきたい訳ですが、持って回った議論をしていると前に進みにくくなりますので、整理しながら進めたいと思います。

まず、高槻市タイプの条例を前提とすると、これは逆に中小の事業者、商店街、商工会などのプレッシャーになるということです。高槻市の方も言われているように、実際はマンパワーという部分に繋がります。高槻市では、条例ができることによって、商店会の方々が商店を1つずつ訪ね歩いて加入率の向上を目指すという活動を展開されております。要するに、条例ができることによって、地域商業活性化に向けた大きなプレッシャーが地元事業者や商業組織に対してもかかっており、その結果、前向きに進んでいくということになると思います。そういう形で捉えていいのでしょうか。

部 会 委 員

条例を作ったから縛りがあるというものではないと考えています。条例をつくったからといって大型店やチェーン店にプレッシャーをかけるほどのものではないと思います。今、商店街にも入らなず、独自で商売をするというお店が増えてきています。商店街が盛んであった頃は、お祭り等の行事をする際は皆が商店街などの組織力を中心に取り組んでいたのですが、商店街に加入しないお店や協力しないお店が増えてくることによって、商店街が衰退していくことになり、何もできなくなってきました。こういった状況の中で、地域に新たな出店するお店があれば、商店街に加入し、また、地域のいろんな諸団体に加入していただき、活性化を図るという意味での条例であると認識していただければ有り難いと思います。

条例をつくったから強制的に入らないといけないという意味のものではないという事をご理解いただきたいと思えます。

中心部には商店街が3つありますが、今はほとんど無いような状態です。私も商店街をひとつ預かっていいますが、道路が開通して飲食店ばかりが多い状況です。コンビニですら入っても退店していくような大変難しい状況の中で幸い私どもの商店街では皆さんに理解していただき、商店街に加入していただき、いろんな協力を十分踏まえて、条例の中の文言を考えていけばいいのではないかと思います。

部会長

条例をつくって何がどうなるかという部分ですが、前回の高槻市さんのお話や商業者の方々のお話から、条例の雰囲気だとかイメージにつきまわしていかげでしょうか。

部会委員

条例について呼びかける際に、高槻市のように、「街路灯の整備等でまちが明るくなった」などの目に見える具体的なものがあれば、協力しやすいのではないかと思います。

条例自体がどうしてもいらないとは思わないのですが、条例をつくるのであれば、効果のある条例がいいと思います。

部会長

これまでいただいた意見としましては、藤沢市タイプの条例を念頭において、修正し、また行政の既存メニューを集約するということが強調されました。この方向性でいくということで我々は理解してよろしいでしょうか。

部会委員

委員が言われているのは、加入の促進という意味だと思います。しかし、もし条例化を進めるのであれば、私はそれだけでは十分だと思います。先程事務局が言われたように、振興がなければ全く話しにならない訳ですから、条例をつくるのであれば両方いれないといけないと思います。

しかし、前提として言っているのは、何度も言いますが川西市の場合は企業に対しての支援事業や中小企業に対しての融資制度もありますので、新たな条例の中に助成金等の文言は入れて欲しくないということです。行政は、あくまでも側面的な支援ですので。

ただし、街路樹をきれいにするとか、歩道上の街路灯など、そういった面は整備していつてもらったらいいいと思います。本来の市場や商店街というものは、川西市においてはほとんど無くなっていますので。ただ、久代の上の方に伊丹と同じような形で商店が並んでいます、あの辺も境目ですからとても寂れています。あの辺りだと街路灯などの整備が考えられますが。

新たな助成金の支出を伴うような条例は、市民の立場としては避けていただきたいと思います。側面的な支援と言っても、商工・観光課の職員の方は人数が少ないと思いますので、今までよりも仕事量が増えることにはなりますが、その辺は行政に頑張ってもらいたいと思います。

部会委員

私どもも3年間いろいろ検討してきた中で、助成金ということは一切考えておりません。市にも各種団体等にも、商業者に対する融資施策などはあると思いますし、今まで勉強してきた中で、条例をつくって助成をしてもらうといった意見は出た記憶がございません

し、今後もそういう事は考えていません。

とにかく色々な事業所の方々に、地域を活性化するために協力してほしいという意味で条例をつくって欲しいということであって、会に入るようにという強制力を持つような条例ではいけないと思います。

あくまでも、「地域の活性化について考えください」という柔らかな気持の条例をと考え検討して参りました。そういうことで認識していただきたいと思います。

部会長

商業者サイドとしても、それは念頭に置いてないということですね。

事務局

当然、行政としましても、条例をつくったからといって補助金を出すといたった考えは基本的にはございません。ただ、条例ができまして、当然、商業振興のために色々なことを行うことがあり、その段階で、市の支援が必要だということであれば、議論が必要になってくるかと思えます。

部会委員

各商店街の方がやられる事業やイベントに対して、既に補助金が出ています。ですから、今言われた事はこれから新たな事業やイベントを計画された段階で考えるという意味ですね。

事務局

イベントとは限りません。商業振興策としてこれからどんなことが出てくるか、現時点では想定できませんが、「こういうことがしたい」という事案が出てきて、市の支援があるということであれば検討はします。ただ、条例をつくったから助成金を増やす等は考えていません。

部会委員

先程、高槻市の条例を基本的に言われていたので、それを読むとそういった文言があり、それ以前の条例にもほとんどその文言が入っています。ところが、藤沢市の平成20年度のものからは、そういった助成金に関する文言は全て消えて、いわゆる地域貢献が主になっていたもので、こちらの方がいいと思いました。そして、商業者の商業組織への加入率アップを目指すのであれば、そういう文言を条例に入れたいと思います。

部会委員

一応、条例をつくるということについての賛否をハッキリ判断していただいて、条例の文言等の中身については、高槻市が出来た時期と今の現状とでは大分時間が経っていますので、現状に合わせた

文言を入れながら考えていってはどうかと思います。

部会長

一度ここで整理しますと、我々はそういった地域商業振興に関して提案をするというレベルに留まります。もちろんその後、産業ビジョン推進委員会でもう一度議論していただきます。また、最終的にその条例に関して検討するのは、当然、市議会ということになりますので、我々はあくまでもたたき台のたたき台として、方向性を提言していくこととなります。もちろん議会で文言の修正等、色々なものが関わってくると思いますので、最終的には我々が提言したものが一言一句どうこうということはないと思います。

中身に関しては、できるだけここにも大きな負担にならないような形にして、行政、経済主体、市民の三者がうまく協力しあっているような、地域商業の振興に関する何らかの条例的なものを提言できないかということになります。

部会委員

元々、地域振興か商業振興だと思っていたのですが、先程からのお話だと、地域活性化だとか地域貢献だとか、そちらのほう为主体になってきているみたいで、それだったらタイトル自体を変えないといけないのではないですか。その辺を整理していただきたいです。結局、どの方向でいくのかが分からないと、条例の具体的な部分などの検討もできないと思います。実際はどちらですか。

部会長

具体的な検討は今後になると思います。私の理解としては、基本は地域商業の振興・活性化です。そこに限定されます。ですから、大きくはまちづくりや地域貢献、本来はそこまではコミットしないというのが本筋だと思います。

ただ、部会では、「むしろ地域貢献色を強めた方がいいのではないか」という意見も出て参りましたので、それも検討事項としながら、基本は地域商業の振興で、産業政策の一部であるというのが私の理解です。事務局としていかがですか。

事務局

部会長と同じ意見です。地域貢献というものは実際には、私どもの商工・観光課で全て受けきれるような部分ではなく、当然、他とのつながりもあります。商業振興というものが、本来の商工・観光課の使命であると考えております。

部会委員

それでしたら、やはり効果を出していかなくはないと思います。ですから、ハッキリとこういう事をやる為に条例をつくるというものをいけばいいと思います。

部 会 長

おっしゃる通りです。私も本音を言いますと、当然、効果等そのあたりを念頭におくべきだと考えます。もちろん、きちんと条例作成に向けての提案ということになれば、その辺りは大前提として打ち出すべきだと思っております。

ただ、この場で前に向けて議論を進めていく時に、委員から色々具体的なご意見が出てくると、そこで議論がストップしてしまいますので、あまり具体的な部分にとらわれず大きなフローチャートを示すという意味で、お話しをさせて頂いた部分もあり誤解を招くところもあったと思いますので、その辺は修正・訂正させて頂きたいと思っております。

部 会 委 員

縛りがないということなので問題はありますが、加入のほうを全面に出すと、时期的に悪く、新しい所は入ってくれそうな気がしません。まさに、やぶ蛇になりそうな気がします。その辺はやわらかく持っていけないかなと思います。今まではマンパワーだけでいけたところもあると思いますが、反対にマンパワーは難しい時期かなと思います。

部 会 委 員

条例という法律みたいな感じに思えてきます。本当に大型店については、色々と地域に協力していただいております。私も商店団体の役員として色々な形で協力していただいております。特に、最近はいろんな資本が出てきて、資本が違おうと地元にも何にも協力しなくなります。例えばゴミ拾いにも参加をしない、何かしても愛想もなく、自分のとこだけお金儲けしたらいいかという店舗もあります。

こういった状況の中で、「条例をつくってはどうか」というのが発想がでたのではないかと思います。条例をつくることはいいと思いますが、あとの受け皿と今後これをどうしていくかということが、一番のネックになってくるのではないかと思います。私どもがこういう形で意見を出したとしても、議会でどこまで修正されるかわかりませんし、その中で後の受け皿としてしっかり対応していくかというのが、条例をつくる上で一番難しいところではないかと思っております。

大店法が廃止され、商業者は色々な面で衰退しているということですので、もう一度、規模の大小など関係なく、商業者同士が地域で頑張っていこうという形の条例が必要だと私は認識しております。商工会とも、そういった気持でいろいろな意見を出し合いながら条例素案を考えている状況です。

部 会 委 員

本日いただいた資料はどのような資料なのか。例えば、「主な取組」などが掲載されていますが。

部会長

資料（川西市産業ビジョン「第3章」抜粋資料）の説明

部会委員

先程言いましたように、活性化する為に条例は必要だと思います。当然、商業組織への加入等について記載してもらうのは結構なのです。

ただ、企業としての責任という意味で、地域の清掃などの地域イベントへの参加、青少年の非行防止、CO₂の削減、ごみの原料・分別といった取り組みについて、企業としてやることを盛り込んで、「企業として最低こういったことをやってください」ということを記載した方が良いと思います。

事実、大東市だったと思いますが、防災協力ということでは覚え書きを交わし、例えば地震が起きた際、食品だけでなく必要な物資を、まず一番に提供するという事になっています。「量販店も地域も川西市全体でこういうことをやっているんだ」という部分を条例に入れれば、納得していただけるでしょうし、またそういうことを、量販店の広告とか川西市の広報などで載せれば、企業としての責任もでてきますので、みんなで取り組んでいける形になると思います。

部会長

私自身、各市の条例を見ていて、やはりCSRが浮かんできました。

企業として社会的にどういった貢献ができるのかなど、地域商業の振興にもそういうCSR的な観点がかかり出ることもなりますし、逆にこの条例に関わっていただく各企業にとってもメリットになると思いますので、今のご意見は非常に貴重なものであると思います。大体、これで全体的にご意見を頂戴できたのではないかと思います。ご意見があればお願いします。

部会委員

社会貢献は入れていくのですか。

部会長

それはこれからの議論になります。条例について、藤沢市タイプにするのか、高槻市タイプにするのか、両タイプ併記もあるかと思いますが、次回以降に検討頂ければと思います。

むしろ、委員さん方が言われた、地域貢献的な部分を強調したような地域商業の活性化、それか完全に産業政策として独立させた部分だけを特化させた地域商業振興にすべきか、これは大きな論点になるかと思います。

部会委員

地域活性化は一番だと思っておりますが、今回は商業振興に絞るということだったので、それだったらと思ったのです。どちらかはっきりしておかないと、条文を作成する際に絶対ぶれると思います。全体を包含するのであれば、藤沢市タイプにすればいいだろうし、地域振興商業策だけだということであれば、そこだけに絞ったタイプにすればいいと思います。この違いだけでも条文は大きく違ってくると思います。そこをはっきりしてから、条例をつくるのか、つくらないのかを決めた方がよいと思います。

部会長

それでは、ここで整理をさせていただきます。次回以降ですが、ある程度、たたき台のたたき台的な条例案をつくっていただき、それについて議論していただくことになるかと思っております。地域商業の振興に関わって、条例策定に向けた提案を、次回以降で具体的に決めていくということでしょうか。

各部会委員 異議なし

部会長

それでは、次回以降は具体的な条例の中身につきまして、文言等を含めたご検討を進めていきたいと思っております。

そこで、委員から提案がありました、地域商業振興に向けた条例案ですが、そもそもの商業振興に特化したものにすべきか、それとも地域貢献あるいはまちづくり等まで含めた幅広い地域商業振興にするのかという事です。

言い換えると、商業が持っている経済的な部分だけに絞り込んだ条例案にするのか、それとも商業というものは物品販売という経済的な行為である反面、特に商業者がまちの中で生活して地域自体を支えていくという社会的・地域的な側面を持っていますので、経済的な部分と地域貢献というものも含めた活性化策または条例にするのか、これらを検討できるのではないかと思います。

そもそも、あくまでも地域商業振興というところがスタートラインですが、当然そこに縛られるものではなく、先程からの議論の中で、「もっと地域貢献に踏み込んだものにすべきだ」というご意見もございしますので、その辺りはこの部会で検討していただければと思います。

部会委員

参考資料として載っている他自治体の条例などを見ていると、やはり商業に絞るのではなく、地域貢献という言葉が全てに入っていますね。これは我々市民から言えば、商業者だけの振興ではなく地域貢献を入れなければ、不公平ではないかと思っております。地域貢献

を入れることによって、商業者と地域の人とが納得できる条例になると思います。

部会委員

私も経済だけというのではなく、消費者との交流などふれあうような接点が欲しいと思っていますので、地域貢献を入れていただきたいと思います。

部会委員

買物動向に関するアンケート結果では、商業者の地域貢献に対するニーズのパーセンテージは低く、一般的には地域貢献は期待していないというのが、市民の意見なのかもしれませんが、こういう条例をつくる場合においては、地域貢献を謳うことは良いことだと思います。

部会委員

部会委員長が言われた通りだと思います。

部会委員

当初は地域貢献であるなら、全てを含んだものでないと意味が無いということでしたが、今回から商業振興策の条例になっていますので、方向が極端に変わっているので、それならそれで、考えは変えていかなければならないと思います。そしてタイトルも変えるべきではないかと思います。これだといくら後に文言を入れても、地域商業のことしか考えてないように見えてしまいますので。

部会委員

議論にありますように、もちろん地域貢献は入れていただいた方が、より幅広い面で、後々条例を運営しやすくなるのではないのでしょうか。

部会委員

商業振興がどうこうというよりは、やはり地元の人がいての商売だと思います。いくら私達が経済的に頑張ろうと思っても、人がついてこなければ商売が成り立たず、地域貢献があつての商業だと思いますので、当然、地域貢献は入れておくべきだと思います。

オブザーバー

私も先程申しあげました通り、地域商業の振興が、ひいては地域振興につながるという意味では地域貢献は必要だと思いますし、条例ですので、当然、商業のことだけを謳うというのもおかしいことになるのではないかと思います。

部会長

それでは、地域商業の活性化・振興については、経済的な意味で

の商業振興に特化するのではなく、地域貢献にも大きく関わっていくという形で、我々部会としては何らかの提言・提案をまとめていくということにさせていただきたいと思えます。

では、整理させていただきませう。先程も議論していただきましたように、地域商業の振興に関して、地域貢献と関わるような条例案策定に向けた提案をまとめていくという事にしたいと思えます。

そして個別に議論が出ました、商店街等の商業組織への加入という部分については、次回以降に提案をいただきますが、その部分について、どの様に条文を作成されるのかということが、大きな課題になってきていると思えます。

続きまして、便宜上、条例のタイプについては、藤沢市タイプと高槻市タイプの2つに分けさせていただきますが、高槻市タイプに関して、同じ様な文言ですと、この部会全体としては違和感があるとの意見もございませうので、今まで出てきた意見を基にしながら、高槻市タイプの修正版と藤沢市タイプの修正版の2つが次回以降のたたき台になってくるのではないかと思えます。この2つの修正案を見ていただきながら、ドッキングさせるなり、あるいはもっと良いものを提案していただくという形で、ご検討いただきたいと思えます。

その他の意見としては、藤沢市タイプにも関わってきますが、やはり事業者・企業としてやるべきこと、地域にどう貢献や協力ができるといふのかという辺りをたたき台の中でどの様な表現で具体的に示すのか、さらには、これまでの条例には出てこなかったような自治会等の地域を支えている組織への協力という辺りも、意見として出てきました。

これらをどの様に反映させていくのかという議論も必要となります。

あとは条例の名称ですが、地域貢献そのものを標題にもってくるのか、名は体を表すと申しますので、標題をどうするのかというところも残された課題であると思えます。

以上、委員の皆さまのご意見をまとめさせていただきました。事務局で委員のご意見を考慮していただきながら、次回の部会の提案につなげていただきたいと思えます。

2. その他

事務局

日程につきましては2月19日の18時、この場所での開催予定となっております。

部会の審議内容につきましては、部会委員長からお話がありましたように、本来ですと事務局側が条例案をつくらねばならぬのかもれませんが、色々なご意見・考え方を提示されておりますので、高槻市と藤沢市など他自治体の事例を資料としてお渡ししてありますので、それを一覧の形で整理し、条文をどのように修正・削除する

のかを検討していただけたらと思います。

部会委員

商工会と3年間、いろいろ議論したものを素案としてまとめておりますので、それも1つの資料としていただければありがたいと思います。

部会長

今回は色々とたたき台的なものを提示頂き、内容を検討してきたと思います。最後の事務局よりお願いします。

事務局

今後は、条例案の内容の検討を2回程度で出来ればと考えております。

部会長

それでは貴重なご意見ありがとうございました。なかなか難しい課題ですが、総論的には皆さま同意見だと思います。最終的には本会でも申しあげましたように、どこかに負担がかかるというものではなく、川西市の商業に関わってくる、全ての人達がうまく協力できるような、そういう条例案に仕上げていければと考えておりますので、次回の議論の際もよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。